



(商号) 一般社団法人四日市とんてき協会

一般社団法人四日市とんてき協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人四日市とんてき協会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 三重県四日市市本町8番2号 に置く。

(定義)

第3条 当法人は、以下に掲げる全ての条件を満たしている四日市市およびその周辺地域の固有の料理を「四日市とんてき」と定義する。

- (1) ソテーした厚切りの豚肉である
- (2) 黒っぽい色の味の濃いソースが絡められている
- (3) にんにくが添えられている
- (4) 付け合わせは千切りキャベツが主である

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、四日市とんてきを、四日市地域の御当地グルメとして全国に発信することを通じて、四日市に対するイメージの向上と、四日市市民及び四日市出身者の郷土愛の涵養、ならびに四日市の地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 四日市とんてきマップの作成等、四日市とんてきに関する情報発信
- (2) 四日市とんてきのブランド化の推進
- (3) 各種イベントへの参加
- (4) 四日市とんてきに関する商品の開発
- (5) その他、必要な会議および事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、第8条に定める会費3口以上を納入し、理事会に入会を認められた事業者
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、第8条に定める会費1口以上を納入した個人
- (3) 正会員 賛助会員、一般会員のうち、理事会に申請し認められた者を正会員とする

- 2 賛助会員、一般会員には、当法人の作成する四日市とんてきマップを送付するほか、当法人の実施する事業の案内等を優先的に行う。
- 3 賛助会員は、当法人の実施する事業に、可能な範囲で協力するものとする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- (2) 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、前項の出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上11名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事を2名及び専務理事を1名置くことができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

- 3 監事は当法人又は当子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐して当法人の業務を掌理し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 代表理事、副代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第25条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

（構成）

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 28 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎月 1 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、ほかの理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第 41 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、代表理事が別に定める。

(その他)

第42条 本定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令に従うものとする。

附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 2 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
設立時理事 小林慶太郎 西村忠則 水谷雅寛 若林辰也 塚本康雄 塩崎徹知
田中秀幸 岡美智子 藤田真里 福田陽介 瀬古由美子
設立時監事 小林徹也
- 3 当法人の設立時の社員は、次のとおりとする。
設立時社員
 - 1 住所 三重県四日市市九の城町2番13-303号
氏名 小林 慶太郎
 - 2 住所 三重県四日市市八千代台一丁目1番地141
氏名 西村 忠則
 - 3 住所 三重県四日市市天カ須賀二丁目16番5号
氏名 水谷 雅寛
- 4 会費の額は、次のとおりとする。
会費一口 1,000円

以上、現在有効な定款の写しに相違ない。

平成 年 月 日

一般社団法人四日市とんてき協会
代表理事 小林 慶太郎